

# マイナンバーカードによる健康保険証確認 について（マイナ保険証）

当院では、マイナ保険証を利用したオンライン資格確認システムを導入しております。マイナンバーカードを専用のカードリーダーにかざしていただくことで、保険の資格確認が行えます。

マイナ保険証の利用により患者さんが診療情報の取得に同意された場合、薬剤情報、診療情報、特定健診情報などを担当医が閲覧し、診療に活用することでより質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※詳しくは厚生労働省の Web サイトをご覧ください。

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html) )

○各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給者証をお持ちの方は従来どおり窓口で受給者証の提示をお願いします。

○オンライン資格確認システムの障害によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、健康保険証の持参をお願いします。

○オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診療料に医療情報・システム基盤整備体制充実加算が加算されます。

○従来どおり健康保険証での対応も行っています。



マイナンバーカードが  
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01  
より良い医療が可能な!  
診察での診療報酬等でも、薬剤情報等の相互連携を促せば、今までにないような診療の質向上が期待でき、より適切な医療が行われるようになります。\*
- POINT 02  
手続きなしで患者負担以上の一時的な支払が不要!  
保険診療利用認定証がなくても、当該医療機関における診療報酬請求の支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは [マイナポータル](#)

